

業務委託仕様書

1 業務名

個別施設計画策定に係る施設概要等記録票等作成業務

2 業務目的

本業務は、岩手県文化スポーツ部が個別施設計画を策定するにあたり、岩手県文化スポーツ部文化振興課が所有・管理する公共施設等の現況等の整理・把握及び長期間における当該施設等の部位・部材等の劣化に伴う保全が必要になる時期・費用を把握することを目的とする。

3 業務の内容

業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 施設の概況と老朽化等の状況の整理

施設の新築・改修その他工事の竣工図面などの参照及び目視により、竣工年、材料、設備の形式その他基本情報（性能）を調査し、整理する。

(2) 中長期保全計画の作成

建築、電気設備及び機械設備の部位・部材等に基づく岩手県公共施設点検策定指針別表に定める標準的な周期による修繕（更新）時期及び費用を整理する。

ただし、特殊な部位・部材等の理由により岩手県公共施設点検策定指針別表に定める標準的な周期による修繕（更新）時期及び費用に設定されていない場合は、個別に時期及び費用を設定し、整理する。

4 対象施設

本業務の対象施設は、別添「調査委託対象施設一覧」のとおりとする。

5 業務期間

契約締結日から令和2年3月31日まで

6 本業務の実施にあたっては、本仕様書に基づくほか、以下の関係法令等に準拠して行うものとする。

- (1) インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月／インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)
- (2) 公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（平成26年4月／総務省）
- (3) インフラ長寿命化計画（行動計画）（平成27年3月／厚生労働省）
- (4) 岩手県公共施設等総合管理計画（平成28年3月／岩手県）
- (5) 岩手県公共施設個別施設計画策定指針（平成29年3月／岩手県）（以下「県指針」という。）

7 打合せ等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と発注者は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてその都度受注者が記録し、相互に確認しなければならない。

8 実施計画書等

受注者は、本業務の実施にあたり、下記の書類を速やかに発注者に提出し、発注者の承諾を得るものとする。

- (1) 作業実施計画書
- (2) 業務着手届
- (3) 管理技術者届（経歴書添付）
- (4) 工程表
- (5) その他甲が指示する書類

9 管理技術者の資格要件

一級建築士の資格を有する者とする。
なお、岩手県内に常駐する者とする。

10 貸与品等

- (1) 受注者は、本業務を実施するに当たり必要な図面その他の資料を貸与品等として使用する場合には、発注者から貸与又は支給を受けるものとする。
- (2) 受注者は、前項の貸与品等を受領したときは、貸与品借用書（様式第1号）を発注者に提出するものとする。
- (3) 受注者は、貸与品等について、亡失、汚損、破損等のないよう取扱いに留意し、善良な管理をもって保管しなければならない。
- (4) 貸与品等は、受注者の責任において厳重に管理するものとし、貸与品等を返還するときは、貸与品返還書（様式第2号）により行うものとする。

11 守秘義務

- (1) 受注者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。なお、本業務に係る契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- (2) 受注者は、本業務の結果（業務実施の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複写させ、譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

12 損害に対する責任

- (1) 受注者は、本業務中又は作業後に発注者又は第三者に損害を与えた場合は、所要の措置を講ずるとともに、発注者にその状況及び内容を速やかに報告し、発注者の指示に従うものとする。
- (2) この場合は、乙は甲の責任による損害を除き、生じた事故に対し一切の責任を負い、損害賠償等についても乙の責任において解決するものとする。

13 納品検査

- (1) 受注者は、成果品納品時に発注者の検査を受け、修補が必要な場合は速やかに発注者の指示のもと修補を行うものとする。
- (2) 修補にかかる費用については、全て乙の負担とする。

14 成果品

- (1) 本業務の納入成果品は、次のとおりとする。
 - ア 施設概要等記録票（県指針様式1号） 2部
別添「調査委託対象施設一覧」に示す棟ごとに作成するものとする。
ただし、「2 その他施設利用情報」は除くものとする。
 - イ 中長期保全化計画表（県指針様式4号） 2部
別添「調査委託対象施設一覧」に示す棟ごとに作成するものとする。
 - ウ ア及びイの電子データ 1式
編集が可能であるデータ形式（Word 又は Excel）で納品するものとする。
 - エ 資料集 1式
ア及びイの作成にあたり、貸与品等以外の資料を利用した場合、当該資料をA4版ファイル綴じで納品するものとする。
 - オ その他発注者と受注者の協議で決定した成果品 1式
- (2) 成果品の納品場所は、岩手県文化スポーツ部文化振興課とする。
- (3) 本業務の成果品は、全て発注者に帰属するものとする。

15 特記事項、その他

- (1) 特に明記されていない事項や疑義が生じたものについては、発注者と協議し指示を受けるものとする。
- (2) 現地調査を行う場合は、関係機関職員、県の担当者等と日時、調査内容等について十分に打ち合わせを行い、職員、来庁者等に迷惑がかからないよう調査を行うものとする。

別添

調査委託対象施設一覧

類別名称	管理	施設類型	箇所数	施設数	棟数	名称	財産台帳データ										経過年数		
							用途1	施設名称	市区町村	所在地番	現在建築面積(m ²)	現在述べ面積(m ²)	構造名称	耐用年数(年)	地上階数(階)	地下階数(階)		建築日付	建築日付
行政財産	貸付施設	県民利用施設	1	1	1	岩手県公会堂	庁舎、事務所	公会堂	盛岡市	内丸69番1	1573.55	3569.42	鉄筋コンクリート造	91	6	1	1927/6/15	S2.6.15	92年2月
行政財産	貸付施設	県民利用施設	2	2	2	岩手県民会館	庁舎、事務所	県民会館	盛岡市	内丸311番2	5891.38	19023.42	鉄筋コンクリート造	45	5	1	1973/3/23	S48.3.23	46年4月

様式第 1 号

貸与品借用書

令和 年 月 日

発注者 様

受注者 ㊤

委託業務の名称 個別施設計画策定に係る施設概要等記録票等作成業務

令和 年 月 日付で締結した委託契約に基づく下記貸与品等を受領したので提出します。

記

品名	規格又は性能	単位	数量	貸与期間	受領場所又は引き渡し場所	返還場所	貸与条件

- 注 1. 貸与条件の欄は、発注者が貸与するときに付した条件を記入する。
2. 貸与品借用書の作成は、管理技術者でもよい。
3. 守秘義務が求められた資料については複写してはならない。

様式第2号

貸与品返還書

令和 年 月 日

発注者 様

受注者 ㊟

委託業務の名称 個別施設計画策定に係る施設概要等記録票等作成業務

令和 年 月 日付で締結した委託契約に基づく貸与品等について、下記のとおり返還します。

記

品名	規格又は性能	単位	数量	返還場所	備考

- 注 1. 備考欄には、発注者（担当職員）の受領印を押印する。
2. 貸与品借用書の作成は、管理技術者でもよい。

岩手県公共施設点検策定指針（Ⅰ 別表）

1. 更新部位・部材別更新周期単価表（庁舎）
2. 更新部位・部材別更新周期単価表（校舎）
3. 更新部位・部材別更新周期単価表（体育館）

別表1

庁舎

工種	更新項目	部位・部材別 更新周期(年)	目標更新周期(○更新)			標準更新単価 (円/㎡)
			20年目	40年目	60年目	
建 築	アスファルト防水押さえコン※1	30	○	○	○	
	塗膜防水	20	○	○	○	
	外壁吹付塗材	15	○	○	○	
	外壁シーリング	15	○	○	○	
	外部アルミ建具	40		○		
	外部鋼製建具	30		○		
	内部鋼製建具	30		○		
	木製建具	30		○		
	内部床	30		○		
	内部壁	30		○		
	内部天井	30		○		
	アルミ笠木	40		○		
	電気設備	受変電設備機器	30		○	
自家発電設備機器		30		○		
電灯設備機器		20~30		○		
動力設備機器		20~30		○		
自動火災報知装置		20	○	○	○	
非常警報設備機器		20~30		○		
構内交換設備機器		20~30		○		
電気時計器具		20~30		○		
拡声器具		20~30		○		
テレビ共同受信設備機器		20	○	○	○	
エレベーター設備		30		○		
機械設備	ボイラー	30		○		
	暖房配管・暖房器具	-		○		
	冷温水機	20	○	○	○	
	冷却塔	15	○	○	○	
	空調機器	20	○	○	○	
	換気機器(熱交換型)	20	○	○	○	
	冷暖房用ポンプ	20	○	○	○	
	冷暖房用タンク(オイルタンク含む)	30		○		
	空調配管類(弁類共)	25		○		
	自動制御機器	15	○	○	○	
	給水ポンプ	20	○	○	○	
	給水タンク類	30		○		
	給水配管類(弁類共)	25		○		
	排水ポンプ	15	○	○	○	
	排水配管類	30		○		
	給湯ポンプ	20	○	○	○	
	給湯タンク類	30		○		
	給湯配管類(弁類共)	30		○		
	衛生器具類	30		○		
	消火ポンプ	20	○	○	○	
消火栓、配管類	30		○			

修繕費

※1：アスファルト防水押さえコンをカー工法にて改修。

(注)：改修(リノベーション)については、含まない。

：更新周期20~30年については、更新周期を25年とする。

：標準更新単価は、床面積1㎡あたりに換算している。諸経費、消費税を含む。

標準更新単価は、受託者に対し提示する。

別表 2

校舎

工種	更新項目	部位・部材別 更新周期 (年)	目標更新周期 (○更新)			標準更新単価 (円/㎡)
			20年目	40年目	60年目	
建 築	塗膜防水	20	○	○	○	
	外壁シーリング	15	○	○	○	
	外壁吹付塗材	15	○	○	○	
	外部アルミ建具	40		○		
	外部鋼製建具	30		○		
	木製建具	20	○	○	○	
	内部床	20	○	○	○	
	内部壁	20	○	○	○	
	内部天井	20	○	○	○	
	アルミ笠木	40		○		
電気設備	受変電設備機器	30		○		
	電灯設備機器	20~30		○		
	動力設備機器	20~30		○		
	自動火災報知装置	20	○	○	○	
	構内交換設備機器	20~30		○		
	電気時計器具	20~30		○		
	拡声器具	20~30		○		
	テレビ共同受信設備機器	20	○	○	○	
エレベーター設備	30		○			
機械設備	ボイラー	20	○	○	○	
	暖房器具	20	○	○	○	
	換気機器 (熱交換型)	20	○	○	○	
	空調ポンプ類	20	○	○	○	
	空調ファン類	30		○		
	暖房配管類 (弁類共)	25		○		
	自動制御機器	15	○	○	○	
	ポンプ類 (給水、排水、給湯、消火)	20	○	○	○	
	ファン類 (受水槽、給水、給湯)	30		○		
	給水配管類 (弁類共)	25		○		
	排水配管類	30		○		
	給湯配管類 (弁類共)	30		○		
	衛生器具類	30		○		
消火栓、配管類	30		○			
修繕費						

- (注) : 建築の内装の更新周期については、使用実態に合わせた更新周期である。
 : 更新周期20~30年については、更新周期を25年とする
 : 標準更新単価は、床面積 1 ㎡あたりに換算している。諸経費、消費税を含む。

標準更新単価は、受託者に対し提示する。

別表 3

体育館

工種	更新項目	部位・部材別 更新周期(年)	目標更新周期(○更新)			標準更新単価 (円/㎡)
			20年目	40年目	60年目	
建 築	金属屋根(カバー工法)	30	○	○	○	[REDACTED]
	外壁(中空板)	30	○		○	
	外壁吹付塗材	15	○	○	○	
	基礎改修	30	○	○	○	
	内部床(床組が木製)	20	○	○	○	
	内部床(床貼換)	20	○	○	○	
	内部壁	20	○	○	○	
	内部建具	20	○	○	○	
	外部鋼製建具	20		○		
電気設備	電灯設備機器	20~30		○		
	音響設備機器	20~30		○		
機械設備	給排水衛生設備	20~30		○		
	給排水衛生設備(屋内消火栓含)	20~30		○		
修繕費						

- (注) : 更新周期20~30年については、更新周期を25年とする
 : 標準更新単価は、床面積1㎡当りに換算している。諸経費、消費税を含む。
 : 体育館の外壁(中空板)は、既存外壁が金属板の場合、初回のみ適用する。
 : 体育館の内部床(床組が木製)は、既存床組が木製の場合、初回のみ適用する。

標準更新単価は、受託者に対し提示する。